

NETmundial Multistakeholder Statement

日本語訳

一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター
最終更新2015年2月4日

この文書は、2014年4月24日19時31分（BRT: ブラジリア時間/UTC-3）に公開された

<http://netmundial.br/wp-content/uploads/2014/04/NETmundial-Multistakeholder-Document.pdf>

を翻訳したものです。JPNICはこの翻訳を参考のために提供しますが、その品質に責任を負いません。

序文

この文書は、オープンなボトムアップアプローチによって、世界中の政府、民間セクター、市民社会、技術コミュニティおよび学術分野から何千人もの人々が関与した個人参加型のプロセスの結果による、拘束力のない文書である。NETmundial 会合は、今までに類のないものだった。この文書がインターネットガバナンスのあり方の今後の発展に貢献することを期待する。

はじめに

NETmundial としても知られる、今後のインターネットガバナンスに関するグローバルマルチステークホルダー会合は、今後のインターネットがオープンかつマルチステークホルダー方式で発展するための、2つの重要な課題を議論するために招集された。

1. インターネットガバナンスに関する原則
2. インターネットガバナンスエコシステムの今後の進化に向けたロードマップ

本書における勧告は、NETmundial 会合においてコンセンサスを達成することを目指して作成された。これはすべてのステークホルダーグループの代表者による共同作業である。

180 を超える寄書が世界中のステークホルダーから寄せられた。これらの寄書は、幅広いコンセンサスの形成を目指して、ここで NETmundial の参加者に対して示される勧告の作成の基礎となっている。

NETmundial の勧告は、インターネットガバナンス関連の他のフォーラムおよび団体においても、有用な寄書として利用され得ることを念頭に置いている。

1. インターネットガバナンスの原則

NETmundial は、誰でも参加できて、マルチステークホルダーによる、効果的、合法的、かつ進化するインターネットガバナンスの枠組みに関する基本原則および重要な価値の洗い出しを行うとともに、インターネットが公益に基づいて管理されるべきグローバルな資産であることを確認した。

人権および共有される価値

人権とは、世界人権宣言にて表明されているとおり万国共通のものであり、インターネットガバナンスの原則の支えとなるべきものである。オフライン時の人権は、市民的及び政治的権利に関する国際規約、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、ならびに、障害者権利条約を含む、国際的な人権に関する法的義務に従い、オンライン上でも確保されるべきである。こうした権利には、例えば以下のものが含まれる。

- **表現の自由：** すべての人は言論および表現の自由の権利を有する。この権利には、干渉されることなく意見を持つ自由、および、国境を越えてあらゆるメディアを通じて情報やアイデアを探し、入手し、開示する自由を含むものである。
- **結社の自由：** すべての人はオンライン上で平穩に結社する自由を有する。ここにはソーシャルネットワークなどのプラットフォームによるものも含まれる。
- **プライバシー：** プライバシー権は保護されなければならない。これには、個人情報 の恣意的で違法な監視、収集、取り扱いおよび使用の対象にならないことが含まれる。そのような侵害から法律によって保護される権利は保障されるべきである。
 - マス・サーベイランス、盗聴および個人情報の収集を含む通信の監視、盗聴および個人情報の収集に関する手続き、慣行および立法は、国際的な人権法に基づくあらゆる義務を完全かつ効果的に履行することによってプライバシーに関する権利を確保する観点から、吟味されるべきである。
- **アクセシビリティ：** インターネットにおける、障害を持つ人にもアクセス可能な（アクセシビリティに配慮された）情報、技術およびシステムの設計、開発、制作・生産、および配布を促進することによって、障害を持つ人によるオンライン上の情報への完全なアクセスを可能にするべきである。

- **情報公開および情報へのアクセス：** すべての人は法の定める著作権者やクリエイターの権利に反しない範囲において、インターネット上で情報にアクセスし、共有し、創造し、配布する権利を有するべきである。
- **開発：** すべての人には発展する権利があり、インターネットは、国際的に合意された持続可能な開発目標を完全に実現する上で、重要な役割を果たすものである。インターネットは貧困層が開発プロセスに参加する上で重要な手段である。

通信媒介者の保護

通信媒介者に対する責任の制限は、経済的な成長、イノベーション、創造性および自由な情報の流れを尊重し推進する方法によって行われるべきである。この点について、公平なプロセスに従って、違法性のある活動に立ち向かい、これを阻止するために、すべてのステークホルダー間の協力が奨励されるべきである。

文化的小および言語上の多様性

インターネットガバナンスは、そのすべての局面において、文化的、言語的な多様性を尊重、保護および推進しなければならない。

一元的で、断片化されていない空間

インターネットは世界的に調和が取れ、相互接続され、安定し、断片化されておらず、スケーラブルでアクセス可能な「ネットワークのネットワーク」であり続けるべきであり、共通の識別子群を用いることで、合法的なコンテンツであるかどうかにかかわらず、エンドツーエンドでデータパケットおよび情報が自由に行き来することを可能とするものであるべきである。

インターネットのセキュリティ、安定性および回復力

インターネットのセキュリティ、安定性および回復力は、インターネットガバナンスにおけるすべてのステークホルダーの主要な目的であるべきである。インターネットは普遍的でグローバルな基盤として、安全で、安定性、復元性があり、確実に信頼できるネットワークでなければならない。インターネットのセキュリティや安定性に対するリスクや脅威に効果的に対処することは、異なるステークホルダー間の強い連携にかかっている。

オープンで分散的なアーキテクチャ

インターネットは、自発的な協力、分散した多数による管理運営と参加を伴う、オープンなシステムアーキテクチャをベースにして、創造性に富み革新的な環境を維持するべきであり、オープンなインターネットのエンドツーエンドの性質を維持し、技術的な課題は、このオープンで共同のアプローチに反しない適切な場において技術的な専門家によって解決されるべきである。

持続可能な革新と創造性を可能にする環境

革新性と創造性はインターネットの目覚ましい成長の要であり、グローバルな社会に多大な価値をもたらした。この勢いを維持するために、インターネットガバナンスは、革新と創造をもたらす基盤となるインターネット環境において、本文書内の他の原則に反しない形で、許可不要な革新を可能とし続けなければならない。インフラストラクチャーに対する企業心と投資は、これらを可能にする環境に不可欠な要素である。

インターネットガバナンスのプロセスにおける原則

- **マルチステークホルダー：** インターネットガバナンスは、民主的で、マルチステークホルダー型のプロセスの上に形成されるべきであり、政府、民間セクター、市民社会、技術コミュニティ、学術コミュニティおよび利用者を含む、すべてのステークホルダーによる、有意義な、責任を持った参加が確実なものとなるべきである。ステークホルダーそれぞれの役割および責務は、検討の対象となっている問題ごとに、柔軟に解釈されるべきである。
- **オープンで参加型のコンセンサスに基づくガバナンス：** インターネット関連の国際公共政策の策定およびインターネットガバナンスに関する調整には、世界中のすべてのステークホルダーが完全に、かつバランスよく参加できるようにすべきであり、調整は可能な限りコンセンサスに基づいて行われるべきである。
- **透明性：** 決定事項は容易に理解できるものでなければならず、プロセスは明確に書面化され、合意された手続きを遵守し、手続きはマルチステークホルダープロセスを経て合意に達したものでなければならない。
- **説明責任：** 独立したチェックアンドバランス機構、および、レビューと是正のための機構が存在するべきである。政府は人権の保護について、一義的に法的および政治的説明責任を負うものである。
- **あらゆる人が受け入れられ、公平であること：** インターネットガバナンスにおけ

る機構およびプロセスは、利害関係のあるすべてのステークホルダーが関与する、オープンなものでなければならない。意思決定を含むプロセスは、ボトムアップで、いずれかのカテゴリーのステークホルダーを差別的に扱うことのない、すべてのステークホルダーが完全に関与することができるものでなければならない。

- **分散**：インターネットガバナンスは、分散化、分権化された、マルチステークホルダーエコシステムによって遂行されるべきである。
- **協調**：インターネットガバナンスは、いろいろなステークホルダーのインプットや利害を反映する、協調的で協力的なアプローチに基づくべきであり、それが奨励されるべきである。
- **意義ある参加を可能とすること**：インターネットガバナンスによって影響を受ける者は、誰でもそのプロセスに参加することが可能であるべきである。とりわけ、インターネットガバナンスにおける制度およびプロセスは、特に発展途上国や十分な参加が確保されていないグループからのステークホルダーに関して、新規参加者の能力開発を支援するべきである。
- **アクセスおよび低い障壁**：インターネットガバナンスは、人間性開発と社会参加をもたらすための効果的なツールとなるために、あらゆる地域で、機会均等な、手ごろな価格の、高品質なインターネットの提供を推進するべきである。新規の利用者の参加に対する非合理的または差別的な障壁はあってはならない。パブリックアクセスは、インターネットへのアクセス提供のための有力なツールである。
- **敏捷性**：インターネットサービスへのアクセスに関する政策は、急速に発達する技術および異なる利用方法に適応することができるよう、未来志向で技術的に中立であるべきである。

オープンな標準

インターネットガバナンスはオープンな標準を推進し、個人や集団による専門知識をベースとし、決定事項はラフコンセンサスに基づくべきである、これによって、グローバルで、相互運用可能で、復元性を有し、安定した、分散型で、安全かつ相互接続されたネットワークを誰もが利用可能となる。標準は、人権を守り、発展と革新を可能とするものでなければならない。

2. インターネットガバナンスの今後の進化に関するロードマップ

インターネットガバナンスの今後の進化に関するこのロードマップ案の目的は、既存のインターネットガバナンスの枠組みを継続的に改善するプロセスを進めることを可能とするステップを示し、すべてのステークホルダーに対して、それぞれの役割および責任における完全な関与を保証することにある。

インターネットガバナンスの枠組みは、さまざまな組織やフォーラムが関与する、分散協調型のエコシステムである。それは、広く門戸が開かれ、透明性と説明責任を有するものでなければならず、その仕組みおよび運営は、インターネットを利用するすべての人のみならず、まだオンラインでない人々の利益のためにも、すべてのステークホルダーの参加を可能にするアプローチを採る必要がある。

チュニスアジェンダの実施は、インターネットガバナンスにおけるマルチステークホルダーモデルの価値を示すものとなった。インターネットガバナンスへのすべてのステークホルダーによる貴重な貢献が評価されるべきである。このような成功事例に従い、このモデルはさらに強化され、改善され、進化するべきである。インターネットガバナンスは持続可能で包括的な発展と人権を促進すべきである。参加は地理的な多様性を反映し、発展途上国、後発開発途上国および小島嶼開発途上国のステークホルダーが含まれるべきである。

1. 今後のインターネットガバナンスの進化においてすべてのステークホルダーが注目する論点

1. インターネットガバナンスに関する決定事項は時折、すべてのステークホルダーによる意義のある参加を伴わないまま決定されることがある。さまざまな課題に対してさまざまなステークホルダーが異なる役割を果たしていることを認識し、利害関係のあるすべての当事者の完全な参加を保証するため、マルチステークホルダーによる意思決定およびポリシー策定方法を改善することが重要である。

2. インターネットに関する国際公共政策を対象とするものとしてチュニスアジェンダで示された拡大協力(Enhanced Cooperation)は、重点的に、かつ、コンセンサスベースで実施されなければならない。国連開発のための科学技術委員会(CSTD)の拡大協力に関するワーキンググループによる検討結果を勘案した場合、すべてのステークホルダーがこの議論をマルチステークホルダー方式を進めることを表明することが重要である。

3. マルチステークホルダーによるインターネットガバナンスのプロセスにメンバーとして選任されるステークホルダーの代表たちは、オープンで、民主的で、透明性のあるプロセスを経て選ばれるべきである。それぞれのステークホルダーグループは各自のプロセスを、門戸が開かれ、公表され、明確に定義され、かつ、説明可能なメカニズムに基づき自己管理するべきである。
4. インターネットガバナンスに関する問題のかなりの部分は各国内で取り込まれるべきであるという事実に照らし、マルチステークホルダーの機構は国のレベルで構築されるべきである。各国のマルチステークホルダー機構は、現地の議論と地域的およびグローバルな動きを結びつけるものとして機能するべきである。それ故、異なるレベル間の円滑な調整および対話が不可欠である。
5. インターネットガバナンスの議論および意思決定には、利害関係のあるすべての当事者が意義ある関与をするべきであり、不均衡を回避するため、地理的要素、ステークホルダーおよびジェンダー、これらに関するバランスに注意が払われるべきである。
6. 包括的かつ効果的なインターネットガバナンスを推進するためには、遠隔参加や資金の提供といった方法によって能力開発や人材育成を実現するとともに、有意義でタイムリーな情報へのアクセスが不可欠である。
7. すべてのステークホルダーは、**WSIS** の成果文書で定義された、人間中心の、門戸が開かれた、開発志向の情報社会の構築に向けた責務を、改めて確認するべきである。それ故に、インターネットガバナンスのエコシステムの改善を追求するにあたっては、開発に焦点を当て続けるべきである。
8. 技術コミュニティと非技術コミュニティ間のやり取りと協働関係が改善されれば、技術的な決定事項におけるポリシーの影響およびポリシー策定における技術的な影響がより理解され、インターネットガバナンスの議論に対して良い影響を及ぼすだろう。

II. 制度面の整備に関する課題

1. インターネットガバナンスエコシステムについて責任あるすべての組織は、透明性、説明責任および包括性に関する基本原則を設け、実施するべきである。そうしたすべての組織は、これら課題に関する進捗や状況について定期的な報告書を作成するべきである。この報告書は、一般に公開されるべきである。
2. 現在、既存のインターネットガバナンスに関する調整機構が十分に対処し切れていない、明らかになりつつある話題や問題を検討する機構の必要性について、検討が必要である。

3. インターネットガバナンスフォーラム（IGF）の強化が必要である。この目的のために、IGF 改善に関する、国連開発のための科学技術委員会(CSTD)ワーキンググループによって重要な勧告がなされている。同勧告では 2015 年末までの実施が提案されている。

改善すべき点には、特に以下の項目が含まれるべきである：

- a. 成果の改善：成果、勧告の提供といった直接的な方法の他に、政策オプションの分析も改善に含まれる。
- b. IGFの活動年限を、5年を越えて延長すること。
- c. IGFに対して、資金提供者の範囲を広げることを含め、確実に安定した、予測可能な資金源の確保は不可欠である。
- d. IGFは会議と会議の間に対話を持つことによって世界的な議論を促進するための機構を採用するべきである。

強化された IGF は、長期にわたる継続的な問題、新たに生じる問題の双方を検討するための場として、これらの問題について採り得る手段の特定に寄与する観点から、より良く機能することができるだろう。

4. インターネットガバナンスエコシステムの既存のフォーラム、タスクフォースおよび組織間で十分なコミュニケーションと調整が行われるべきである。そのために行われることの例としては、定期的な報告、正式な連絡役を置くこと、および、タイムリーなフィードバックがある。継続的なモニタリング、分析、情報共有を行うための、インターネットガバナンスのコーディネーションツールを創るといった方法を検討することも推奨される。

5. 米国政府が最近行った、IANA 機能監督権限移管の意向に関する、歓迎すべきアナウンスに対するフォローアップとしては、米国政府の役割が終わった後のこれらの機能の透明性および説明責任を保証する機構に関する議論が、ICANN コミュニティを超えて、すべてのステークホルダーの参加を伴うオープンなプロセスを通じて、行われるべきである。

現在 IANA 機能は、いくつかの組織およびフォーラムが主催するプロセスにおいて策定されたポリシーに基づいて実行されている。採用されるすべてのメカニズムは、これらのポリシー策定プロセスのボトムアップでオープンな、参加型の特質を堅持すべきであり、インターネットの安定性および回復力を確保するべきである。ポリシーと運用面の間の適切な関係についても検討することが望ましい。

この移管は、インターネットのセキュリティおよび安定性の維持に焦点を当てつつ慎重に行われるべきであり、すべてのステークホルダーグループの対等な参加の原則に基づきつつ、2015年の9月までに実現される完全な移管に向けて努力されるべきである。

6. 内部関係者とグローバルなコミュニティ双方の要求を満たす、明らかに実施可能かつ検証可能な説明責任および透明性の機構によって、公益に資する真に国際的でグローバルな組織となるべく、ICANNのグローバル化のプロセスが加速することが期待されている。

あらゆる地域からICANNの仕組みに対して、すべてのステークホルダーから意欲的な代表が送り込まれることは、グローバル化を成功させるプロセスにおいて重要なポイントである。

III. 特定のインターネットガバナンス関連のトピックを扱う課題

1. セキュリティと安定性

- a. サイバーセキュリティの促進とサイバー犯罪の防止のために、司法権や法執行といった課題に関する国際協力を強化する必要がある。これらの枠組みに関する検討は、マルチステークホルダー方式で行われるべきである。
- b. サイバーセキュリティを改善し、デジタルセキュリティの脅威に取り組む動きに関しては、政府、民間セクター、市民社会、アカデミアおよび技術コミュニティが適切に協力するべきである。サイバーセキュリティには、ネットワークオペレーターやソフトウェア開発者等のさらなる関与が必要である。
- c. 新たなフォーラムや取り組みを起こすことも可能だが、それは現行の仕組みと重複するものではなく、新たに付け加えられるものであるべきである。すべてのステークホルダーは、これら既存のサイバーセキュリティ関連組織を活用し、これらを改善することをめざすべきである。サイバーセキュリティへの取り組みが効果的であるためには、異なるステークホルダー間の協力が不可欠であり、いずれか単一の組織、仕組みだけでは達成は不可能であることが、既存組織の経験から示されている。

2. 大量かつ恣意的な監視は、インターネットおよびインターネットガバナンスのエコシステムにおける信頼をむしろ損なうものである。国家または非国家主体によって実施される個人情報収集と処理は、国際人権法に基づいて行われるべきである。この問題に関しては、関連するすべての側面について共通の理解を促進するために、国際連合人権理

事会や IGF などのフォーラムを利用した、国際的なレベルでのさらなる対話が求められている。

3. 能力開発および資金援助は、多様なステークホルダーが形ばかりの参加の機会を得るのではなく、効果的な参加のためのノウハウと財源を保証するための鍵となる要素である。特に、参加の強化がさらに求められるステークホルダーグループが存在する地域では、真のマルチステークホルダーコミュニティの出現を支援するために、能力開発は重要である。

IV. NETmundial を超えてさらに検討すべきポイント

NETmundial への貢献によって、より良い理解や適切なフォーラムにおけるさらなる議論が必要な問題点の例として、以下のようなものが挙げられた。

- 「対等な立場での参加(equal footing)」の意味と適用を含め、インターネットガバナンスにおけるステークホルダーの個々の役割および責務
- 司法管轄権の問題と、それがインターネットガバナンスにどのように関連するか
- インターネットガバナンスの原則の適用に関するベンチマーク機構および関連する指標
- ネットワーク中立性：NETmundial ではネットワーク中立性の問題に関して非常に生産的で重要な議論が行われ、その成果においてこの特定の言葉を原則に含めるべきか否かについて見解が分かれた。原則には、オープンインターネットと、表現および情報の自由に関する個人の権利の概念が含まれている。表現の自由、競争、消費者の選択、意味のある透明性および適切なネットワーク管理を含む、オープンインターネットに関する議論を我々が継続することは重要であり、次回 IGF 等のフォーラムで、これらが検討されるよう勧告する。

V. 今後に向けて

インターネットガバナンスエコシステムのすべての組織、フォーラムおよびプロセスは、NETmundial の成果を考慮に入れることが奨励される。

NETmundial の検討内容と成果が、ポスト 2015 年開発目標アジェンダの策定プロセス、WSIS+10、IGF といった他のプロセスやフォーラム、すべてのレベルのさまざまな組織や団体におけるすべてのインターネットガバナンス関連議論の糧となることを期待している。

この文書において列挙されている事項に関する、その後のフォローアップや今後の検討は、既存の場や団体による既存の作業にもたらされるべきである。これらの場や団体は、主要なインターネットガバナンス関連会議において、これらの作業を報告することが求められている。

NETmundial 会議事務局による注記 (4月25日)： ネットの中立性に関する合意部分 (Section IV) には、マルチステークホルダー実行委員会(EMC)内で文言を調整し、注意深く目を通し、ハイレベルマルチステークホルダー委員会(HLMC)の承認を受けたことにより、編集上の訂正がある。

閉会式前の最終的な編集時点での時間が非常に限られていたため、ネットワーク中立性の項目に続く補足文言を事務局が挿入することができなかった。